

【2017. 12. 22発信：VOL. 8】

VOL. 8は、以下の内容でお届けします。

- 今年の漢字「備」 参議院議員 進藤金日子(かねひこ)
- 齋藤健農林水産大臣の基本的姿勢について質問
- 平成29年度補正予算案、平成30年度予算案がまとまる
- 平成30年度税制改正について
- 今後の土地改良区の在り方について
- 活動状況（2017.11.30～2017.12.20）

---

昨日は、メルマガを誤送信し、大変ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。  
引き続き、ご指導・ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

- 
- 今年の漢字「備」  
参議院議員 進藤金日子(かねひこ)

日本漢字検定協会が選んだ今年の世相を表す漢字は「北」だそうです。  
「北」朝鮮の数度にわたるミサイルの発射や核実験の強行に対する脅威と不安、甚大な被害をもたらした九州「北」部豪雨災害、大谷翔平選手や清宮幸太郎選手の「北」海道日本ハムファイターズの話等を反映したものだと思います。

この1年間を振り返り私なりに思い浮かぶ漢字は「備」です。  
今年も度重なる災害が発生しました。被災現場を実際に調査する度に痛感するのが、防災・減災対策、即ち「備」の重要性です。ハード対策は現在計画されているものは速やかに完成させるべきであり、ソフト対策としては日頃からの情報共有や訓練、つまり「備」が大切だと思います。何につけても「備」を怠ることなく、2018年(平成30年)こそ、異常気象や自然災害であっても軽微なものとなるように祈念しているところです。

「備」あれば憂いなし。

皆様の今年の漢字は何でしょうか？

今年も残りわずかとなり慌ただしい時期となりましたが、くれぐれもご自愛頂き、良い新年をお迎えください。

=====

- 齋藤健農林水産大臣の基本的姿勢について質問

11月1日に開会した195回国会（特別会）は、12月9日に閉会しました。  
特別会では、12月5日に、齋藤農林水産大臣が就任して初めての参議院農林水産委員会において、農林水産行政に対する農林水産大臣の基本的姿勢について質問を行いました。

私からは、自分自身で全国各地で行っている国政報告会や研修会で使用している資料の一部を用いて、(1)食料安全保障の観点から食料自給率の向上と食料自給力の強化を図るための政策を国民に分かりやすく説明する必要性、

(2)今年度で廃止される「米の直接支払い交付金（農業者戸別所得補償政策）」についての農水省の評価、(3)農家の所得向上を図るための生産コスト削減に関し、農家所得の向上に直結する即効性の高い土地改良事業の具体的展開方向及び土地改良事業予算確保、(4)「水田活用の直接支払交付金（水田フル活用対策）」の農政上の位置付け及び予算確保、(5)米政策転換を円滑に進めるための生産現場への的確かつきめ細かな情報提供の在り方、(6)森林環境税（仮称）の早期創設・導入、(7)九州北部豪雨災害等で問題視された流木対策の具体的展開方向、(8)「水産業競争力強化緊急事業」の展開方向と予算確保、(9)中山間地域における先進取組事例の横展開と中山間対策の今後の展開方向等について大臣、副大臣、政務官等に見解を求めました。

質疑の様子は、「参議院インターネット審議中継」をご覧ください。

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/>

会議録は、以下からご覧ください。

<http://online.sangiin.go.jp/kaigirok/daily/kaigiselect.html>

また、特別会では、農林水産関係では、競馬法の一部を改正する法律案が成立しました。

=====

#### ■ 平成 29 年度補正予算案、平成 30 年度予算政府原案がまとまる

※内容については、以下からご覧ください。

<http://www.shindo-noson.jp/Yosan.html>

#### ■ 平成 30 年度税制改正について

※内容については、以下からご覧ください。

<http://www.shindo-noson.jp/Zeisei.html>

※上記の予算及び税制改正の内容の pdf については、  
下記から入手して下さい。

<http://www.shindo-noson.jp/info/VOL8YosanZeisei.pdf>

=====

#### ■ 今後の土地改良区の在り方について

平成 28 年 11 月の「農業競争力強化プログラム」において、土地改良区の在り方については、更に実態を調査すること等を通じて引き続き検討していくとされていたことから、自民党及び政府において議論が本格化してまいりました。本年 5 月に農業競争力を強化するため、農用地の利用の集積促進、防災及び減災対策の強化、事業実施手続きの合理化等に関し土地改良法が改正され、一定の事業推進上の課題は克服されつつあるものの、更に事業を円滑に推進するため

には土地改良区の組合員資格等についても議論を深める必要があります。

農地の所有と経営の分離が一層進展することが見込まれる中、一筆1資格などの現行制度の仕組みで対応可能かどうかを含めて、こうした課題に対応できる事業参加資格者及び土地改良区の在り方等について検討がなされています。

また、土地改良区の組織体制が弱体化する中で、総代会制度の在り方、合併や事務統合の促進等による事務局体制の強化や、複式簿記の導入等財務会計の強化等様々な課題があります。

事業実施手続きの簡素化や体制の整備等は避けては通れない課題ではありますが、いずれにしても現場の声を大事にしながら法改正とともに制度設計を行っていくことが重要です。

皆様方の忌憚のないご意見等をお寄せください。

※資料の詳細等が必要な方は、は各都道府県土地改良事業団体連合会にご確認ください。

=====